

平成29年度文京区奨学資金及び入学支度資金の貸付けについて

有用な人材を育成することを目的として、経済的に困難な生徒に対し奨学資金を貸し付け、また、経済的に困難な保護者に対し入学に必要な支度資金を貸し付ける。

1 奨学資金

(1) 根拠法規

文京奨学資金に関する条例（昭和40年3月文京区条例第12号）

(2) 貸付要件

次の各要件を満たす者

- ア 文京区内に1年以上引き続き居住している保護者と同居していること。
- イ 修学の意欲が旺盛であること。
- ウ 経済的理由により進学又は修学が困難であること。
- エ 平成29年度に高等学校等に入学し、又は在学していること。
- オ 同種の奨学金を他から借り受けていないこと。
- カ 連帯保証人を2人たてられること。（うち1人は保護者）

(3) 貸付月額・貸付期間

- ア 貸付月額 公立 16,000円 私立 29,000円
- イ 貸付期間 平成29年4月から正規の修業期間終了月まで

(4) 貸付決定

受付を締め切った後、文京区奨学生選考委員会を開催し、会の推薦を得たうえで、貸付けの可否を決定する。

(5) 償還方法

貸付期間終了後1年間据え置いた後、15年以内に均等で年賦、半年賦又は月賦で償還する。

(6) 日程

- | | |
|----------------|---------------------|
| 平成28年11月25日（金） | 受付開始 |
| 平成29年 1月13日（金） | 受付締切 |
| 1月末 | 文京区奨学資金選考委員会開催・貸付内定 |
| 2月上旬 | 申請者に貸付内定を通知 |
| 3月末 | 進学先確認 |
| 4月 | 貸付決定・貸付金振込み開始 |

2 入学支度資金

(1) 根拠法規

文京区入学支度資金貸付条例（昭和52年4月文京区条例第17号）

(2) 貸付要件

次の各要件を満たす者

- ア 文京区内に1年以上引き続き居住していること。
- イ 被保護者の私立高等学校等への入学が確定していること。
- ウ 経済的理由により支度金の貸付けを必要としているもの
- エ 支度金を他から借り受けることが困難なもの
- オ 連帯保証人があるもの

(3) 貸付額

被保護者1人につき40万円以内

(4) 貸付決定

受付を締め切った後、提出された書類を審査した上で、貸付けを決定する。

(5) 償還方法

貸し付けた日の属する月の翌月から6か月を据え置いた後、40月以内の月賦均等の方法で償還する。

(6) 日程

平成28年11月25日（金）	受付開始
平成29年 1月13日（金）	受付締切
1月下旬	貸付内定
1月下旬以降	借用証書及び入学許可書等が提出され次第、貸付けを決定し、貸付金を交付